

## さいたま市バリアフリー基本構想とは

さいたま市では、平成26年3月に策定した「さいたま市バリアフリー基本構想」に基づき、市内のバリアフリー化を進めています。

バリアフリーとは、高齢者や障害者をはじめ、妊産婦や乳幼児連れの方、けが人などが社会生活をしていく上で障害（バリア）になるものを除去（フリー）することです。

さいたま市バリアフリー基本構想では、市内のバリアフリー化の目標や事業推進の考え方を示すとともに、旅客施設を中心として高齢者や障害者等が利用する施設が集まる地区を重点整備地区に設定し、地区内のバリアフリー整備に係る具体的な事業等を位置づけています。

また、基本構想の策定後、平成26年度には、各事業者に照会した事業実施予定を取りまとめ、事業のより具体的な内容や実施時期を定めた特定事業計画（計603事業）を作成しました。



### ■さいたま市バリアフリー基本構想の基本理念と目標

基本理念 「みんなが創って育てるバリアフリーのまち・さいたま市」

目標1 計画的なバリアフリー化施設の整備

目標2 バリアフリーをみんなで理解し支えあう体制

目標3 バリアフリー化施設や取組をみんなに伝える

### ■重点整備地区

大宮地区、北浦和地区、浦和地区、さいたま新都心・北与野地区、武蔵浦和地区、岩槻地区

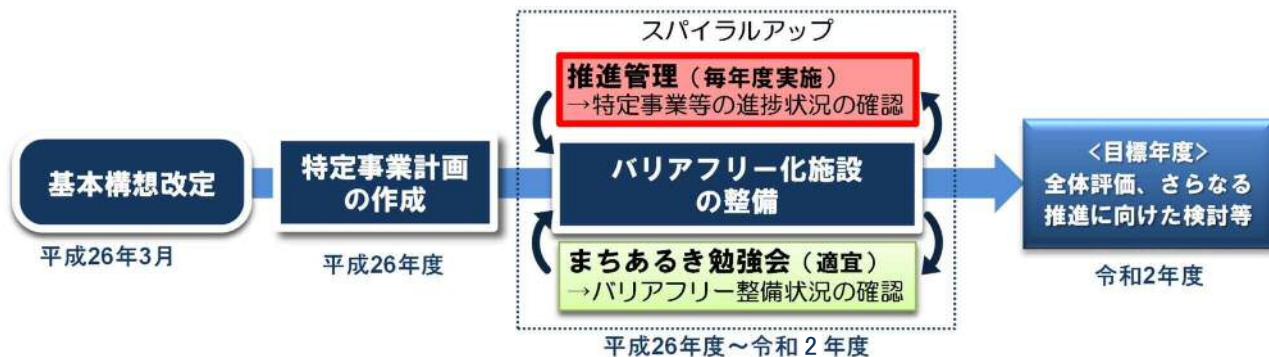
### ■特定事業計画の作成者(603事業)

公共交通事業者（鉄道・バス）、道路管理者（国・市）、交通安全管理者（公安委員会・警察署）、建築物管理者（市・民間事業者等）、その他（歩行者デッキの管理者等）

## バリアフリー基本構想の進め方

バリアフリー基本構想の取組を段階的・継続的に進め、必要な改善を加えていくスパイラルアップの一環として、市では事業者と連携して特定事業計画の進捗状況を年に一回確認することとしています。

また、基本構想に位置づけた事業等のバリアフリー整備状況について、市民参加型で確認し、いただいた意見に留意した改善につなげるための「まちあるき勉強会」を実施しています。



バリアフリー基本構想の推進にあたっては、上記の取組について基本構想の推進組織である「バリアフリー専門部会」で議論しながら進めています。また、出された意見を道路管理者や事業者で共有すること、パンフレットなどで市民や子どもへ周知することなどを通じて、位置づけた事業の実施にとどまらず、広く市全体のバリアフリーへの意識啓発、取組の活性化につなげていくことを目指しています。

事業者・市民・市が連携し「みんなが創って育てるバリアフリーのまち」の実現を目指しましょう。